

倉敷地域ねこ活動をすすめる会 会則

(名 称)

第1条 本会は、倉敷地域ねこ活動をすすめる会と称する。

(所 在 地)

第2条 本会所在地は、岡山県倉敷市羽島 908 に置く。

(目的及び組織)

第3条 本会は、岡山県倉敷市内における飼い主のいない猫で問題が起きている地域住民に対して、地域で猫の適正管理をする地域猫活動に関する事業を行い、人間と猫が共生する社会の構築に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)動物愛護の啓発事業
- (2)地域猫対策事業
- (3)TNR (捕獲・不妊手術・元に戻す)事業
- (4)猫捕獲器の貸し出し事業

(役 員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会 長 1 名、 副会長 1 名、 会計 1 名

(役員を選出)

第6条 会長および副会長は、会員の互選とする。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。
- 3 会計は、本会の会計を担う。

(顧問及び参加)

第9条 本会に、顧問及び参加をおくことができる。

- 2 顧問及び参加は、会長が会員にはかりこれを推薦する。

(会員)

第10条 この会は第3条にかかる関係者をもって会員とする。

(経費等)

第11条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(解散)

本会は、次に掲げる事由により解散する。(1) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能(2) 正会員の欠亡。解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

(残余財産ならびに積立金の帰属)

当会が解散したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、当会と同種の目的を有する、特定非営利活動法人、公益社団法人または公益財団法人に寄付するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て選定する。その帰属先は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て選定する。

(その他)

第13条 この会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

附 則

本会則は、平成17年1月1日より施行する。尚、会の発足年月日も同日とする。